

第7章 環境管理計画

7-1 環境管理の基本的事項

7-1-1 目的

今後の事業実施に際し、「岡山県環境影響評価等に関する条例」（岡山県条例第7号）第28条に基づいて必要な環境管理（以下、「事後調査」という。）を行い、環境影響評価における予測結果の検証および環境保全措置の効果の確認、並びに予測し得なかった問題等を把握し、必要に応じ、事業の実施に反映させることを目的とする。

7-1-2 事後調査の結果を踏まえた対応

事後調査の結果については、実施した環境影響評価と照合し、工事の実施及び施設の存在・供用に有効に反映するよう努めることとする。

また、事後調査の結果により、環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合等においては、必要に応じて追加の環境保全措置の検討・実施、環境管理計画の見直し、事業計画への反映等、適切に対応するものとする。

7-1-3 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、「岡山県環境影響評価等に関する条例」第29条に基づいて毎年度とりまとめ後、翌年度の5月末までに岡山県及び関係市町（笠岡市、浅口市、里庄町）へ報告するものとする。

7-2 事後調査の項目及び手法

「第5章 環境影響評価の結果」に示す予測・評価の結果及び上記の方針に基づき選定した事後調査項目は、表 7-2.1 に示すとおりである。

表 7-2.1 事後調査の項目

環境要素	影響要因		調査項目
—	工事中	建設機械の稼働 工事用車両の走行 土地の改変	工事計画、工事方法、環境保全措置の実施状況
	供用後	施設の稼働 廃棄物運搬車両の走行	施設計画、施設の稼働状況、環境保全措置の実施状況
大気質	工事中	建設機械の稼働 土地の改変	粉じん
	供用後	施設の稼働	煙突排ガス中の汚染物質濃度、一般環境大気質濃度
騒音	工事中	建設機械の稼働	騒音レベル
	工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行台数、騒音レベル
	供用後	施設の稼働	騒音レベル
	供用後	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行台数、騒音レベル
振動	工事中	建設機械の稼働	振動レベル
	工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行台数、振動レベル
	供用後	施設の稼働	振動レベル
	供用後	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行台数、振動レベル
悪臭	供用後	施設の稼働	特定悪臭物質濃度、臭気指数（敷地境界）
景観	供用後	施設の有無	眺望景観